

CPSIAによるフタル酸エステル類の含有制限を強化する規則を制定



米国消費者製品安全委員会(CPSC)は 2017 年 10 月 27 日、「消費者製品安全改善法(CPSIA)」に基づき、玩具および育児用品中の特定フタル酸エステル類の含有制限を強化する規則を官報公示し、2018 年 4 月 25 日に施行することを発表しました。

これにより、現在 6 物質であったフタル酸エステル類の規制項目が 8 物質となり、対象品目も「玩具及び育児用品」と「子供が口に含む可能性のある玩具及び育児用品」から「玩具及び育児用品」に統一されました。また、DIBP、DPP、DHP、DCHP が追加された一方、DNOP、DIDP についてはリスクが小さいと判断され、規制対象外となりました。

	CAS No	現状の対象品目	改正後の対象品目
DEHP	117-81-7	玩具及び育児用品	玩具及び育児用品
DBP	84-74-2	玩具及び育児用品	玩具及び育児用品
BBP	85-68-7	玩具及び育児用品	玩具及び育児用品
DINP	28553-12-0,68515-48-0	口に含む可能性のある玩具及び育児用品	玩具及び育児用品
DIDP	26761-40-0,68515-49-1	口に含む可能性のある玩具及び育児用品	規制対象外
DNOP	117-84-0	口に含む可能性のある玩具及び育児用品	規制対象外
DIBP	84-69-5	規制対象外	玩具及び育児用品
DPP	131-18-0	規制対象外	玩具及び育児用品
DHP	84-75-3	規制対象外	玩具及び育児用品
DCHP	84-61-7	規制対象外	玩具及び育児用品

当社においては今回追加された 4 物質については現在対応準備中ですが、フタル酸エステル類については CPSIA の分析方法の CPSC に加え IEC62321-8 や EN14372 などさまざまな分析方法で対応しております。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2017 年 10 月 27 日付 米国官報

分析技術箇所 五月女欣央

